

証券コード 4166
2025年3月10日
(電子提供措置の開始日2025年3月5日)

株 主 各 位

東京都港区元赤坂一丁目5番31号

か つ こ 株 式 会 社

代表取締役社長 岩 井 裕 之

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の専用ウェブサイトに「第14回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

専用ウェブサイト <https://d.sokai.jp/4166/teiji/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、インターネット上の当社ウェブサイトにも「第14回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://cacco.co.jp/ir/>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株主・投資家の皆さんへ」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、同事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「かっこ」または「コード」に当社証券コード「4166」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R情報」を選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいますようお願い申しあげます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当団は出席に代えて、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年3月26日（水曜日）午後6時必着にてご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年3月27日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区元赤坂一丁目5番31号 新井ビル 4階
当社本社 Room D
(会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場
ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項 第14期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告及び計算書類
報告の件
- 決議事項
第1号議案 資本金の額の減少及び剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
(1) 株主総会に出席されない株主様は、書面により議決権行使することができます。
(2) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛
の表示があったものとして取り扱います。

以 上

- ~~~~~
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申
しあげます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記専用サイト（<https://d.sokai.jp/4166/teiji/>）
当社ウェブサイト（<https://cacco.co.jp/ir/>）及び東証ウェブサイト
(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)にその旨、
修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

事 業 報 告

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度（2024年1月1日～2024年12月31日）における我が国経済は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかながらも景気は回復の動きが続きました。一方で、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっており、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

消費者向け電子商取引（BtoC-EC）市場は、経済産業省による調査「令和5年度デジタル取引環境整備事業（電子商取引に関する市場調査）報告書」によると、2023年は前年比9.23%増の24.8兆円となり、依然として高い成長率を維持しております。また、EC化率（全ての商取引市場規模に対する電子商取引市場規模の割合）が前年比0.25ポイント増の9.38%となるなど、BtoC-EC市場は依然として着実な成長を続けております。

一方、クレジットカード番号等の情報を盗まれ不正に使われる「番号盗用被害」が急増している近年の状況を受け、改正割賦販売法において、クレジットカード番号等の不正な利用を防止するために必要な措置を講じることが義務化され、また、その実務上の指針となる、「クレジットカード・セキュリティガイドライン5.0版（クレジット取引セキュリティ協議会）」においては、非対面取引におけるクレジットカードの不正利用対策として、加盟店に対して「属性・行動分析（不正検知システム）」等の方策をリスク状況に応じて導入することが求められるなど、不正対策に対する社会的要請はますます高まっております。

このような事業環境のもとで、当社は「未来のゲームチェンジャーの『まずやってみよう』をカタチに」という経営ビジョンを掲げ、当社の有するセキュリティ・ペイメント・データサイエンスの技術とノウハウをもとに、アルゴリズム及びソフトウェアを開発・提供することで、企業の課題解決やチャレンジを支援する「SaaS型アルゴリズム提供事業」を展開してまいりました。

不正検知サービスにおいては、不正注文検知サービス「O-PLUX（オープラックス）」について、海外向けネット通販（越境EC）に対応する不正対策機能強化により不正検知精度を向上させる等、機能拡充を進めるとともに、世界トップシェアのECプラットフォームとの連携

を開始し、プロダクトの付加価値向上に努めました。その結果、当事業年度の「O-PLUX」のストック収益額（定額課金である月額料金と審査件数に応じた従量課金である審査料金の合計額。「不正チェッカー」を含む。）は471,215千円（前事業年度比27.7%減）となりました。また、不正アクセス検知サービスにおいては、情報詐取の手段であるフィッシングメールやサイト、さらに詐取した個人情報で行うなりすましログインをワンストップで対策できるフィッシング対策パッケージ「鉄壁PACK for フィッシング」の受注獲得に努めました。

決済コンサルティングサービスにおいては、SaaS型BNPLシステムの受注獲得に努め、また、データサイエンスサービスにおいては、データ分析案件の受注獲得に努めました。

以上の結果、当事業年度の売上高は734,021千円（前事業年度比22.9%減）、営業損失△244,513千円（前事業年度は営業損失△108,011千円）、経常損失△254,501千円（前事業年度は経常損失△117,884千円）、当期純損失△255,031千円（前事業年度は当期純損失△320,875千円）となりました。

なお、当社はSaaS型アルゴリズム提供事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第11期 (2021年12月期)	第12期 (2022年12月期)	第13期 (2023年12月期)	第14期 (当事業年度) (2024年12月期)
売上高(千円)	951,141	1,076,805	952,627	734,021
経常利益又は経常損失(千円) (△)	170,844	154,039	△117,884	△254,501
当期純利益又は当期純損失(千円) (△)	120,311	100,351	△320,875	△255,031
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失(円) (△)	45.90	38.16	△121.13	△94.11
総資産(千円)	1,417,458	1,534,360	1,286,551	1,025,275
純資産(千円)	1,273,480	1,373,227	1,072,631	832,171
1株当たり純資産(円)	483.07	521.61	401.80	305.65

(注) 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第12期事業年度の期首から適用しており、第12期事業年度以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、「未来のゲームチェンジャーの『まずやってみよう』をカタチに」という経営ビジョンを掲げ、当社の有するAI・統計学・数理最適化といったデータサイエンスの技術とノウハウとともに、アルゴリズム及びソフトウェアを開発・提供することで、企業の課題解決やチャレンジを支援することを目指しております。

持続的な成長及び企業価値の最大化に向け、当社が認識する主な経営課題、対処すべき課題は以下のとおりであります。

① 不正検知サービスの売上高の拡大

当社は、コアサービスである不正注文検知サービス「O-PLUX」において、特定の大口顧客への依存度が高い状態にありました。そのため、前事業年度における当該顧客との取引終了により、経営基盤に一定の影響を受けました。この課題に対応するため、特定の大口顧客依存からの脱却を目指し、多角的な顧客基盤の獲得に注力してまいりました。その結果、収益構造の健全化に向けた一定の進展が見られております。

市場環境におきましては、「クレジットカード・セキュリティガイドライン5.0版（クレジット取引セキュリティ協議会）」において、EC加盟店へのEMV 3-Dセキュア導入義務化のみならず、不正ログイン対策の実務指針化が進んでおり、クレジットカード決済関連事業者に求められる不正対策の全体像「線の考え方」が示されています。

こうした市場環境は、当社の不正検知サービスにとって好機となる可能性があり、今後は従来の個別導入型のセキュリティ対策から、市場に対し「O-PLUX」と「O-MOTION」の組合せによるシームレスな不正対策が可能であることの認知向上を積極的に図るとともに、未導入企業および潜在顧客のニーズに対応する機能強化を進め、新規顧客獲得を推進し、収益拡大に努めてまいります。

また、これまでプロダクト単位のマーケティング・セールス戦略を行っておりましたが、これを市場ドメイン単位にプロダクト一気通貫のソリューションを提供する「市場ドメイン単位」の戦略に転換することで、顧客獲得のスピード向上を図ってまいります。

② サービス開発投資の促進

当社は、EC市場、セキュリティ市場及びデータサイエンス市場を主たる事業領域としておりますが、近年の技術革新や市場ニーズの変化等により、国内外における競合サービスとの競争が一段と激化してきております。こうした状況の中で、当社は、不正注文検知サービス「O-PLUX」、不正アクセス検知サービス「O-MOTION」などの当社サービスについて、機能の拡充及び強化を図るべく積極的にサービス開発投資を推進し、今後の成長性及び競争優位性の維持・向上に努めてまいります。

③ アライアンス・M&Aの推進

当社は、既存事業の拡充、関連技術の獲得及び新規事業領域への進出を図るためにアライアンス・M&Aの活用が有効であると考えております。当社は、当社とのシナジー効果並びに投資の効果及びリスクを見極めながら、アライアンス・M&Aを推進することによって、既存事業の更なる成長を図るとともに、事業領域の拡大及び新たな収益機会の獲得に努めてまいります。

④ 優秀な人材の確保及び更なる社員の能力向上

当社の業容拡大に伴い、優秀な人材の確保及び更なる社員の能力向上が不可欠であると考えております。当社は、即戦力の人材確保を目的とした中途採用と将来を担う人材の確保及び組織の活性化を目的とした新卒採用を積極的に行い、加えて、更なる社員の能力向上を目的とした人材育成・人材開発を強化することで、持続的な成長を支える組織の構築に取り組んでまいります。

⑤ 内部管理体制の強化

当社は、更なる事業拡大及び持続的な成長を遂げるためには、コンプライアンス体制の強化とともに、確固たる内部管理体制の構築を通じた業務の標準化・効率化を図ることが重要であると考えております。当社は、内部統制の環境を適正に整備し、コーポレート・ガバナンスを充実させることによって、内部管理体制の強化を図り、企業価値の最大化に努めてまいります。

(5) **主要な事業内容** (2024年12月31日現在)

当社は、SaaS型アルゴリズム提供事業を提供しております。

(6) **主要な営業所及び工場** (2024年12月31日現在)

本社：東京都港区元赤坂一丁目5番31号

(7) **使用人の状況** (2024年12月31日現在)

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齡	平均勤続年数
35名 (20) 名	4名減 (1名増)	35.8歳	5.2年

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2024年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 き ら ぼ し 銀 行	82,135千円

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

特記すべき事項はありません。

2. 株式の状況 (2024年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 5,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,722,655株
- (3) 株主数 2,373名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
S y m b o l キャピタル合同会社	465,000株	17.07%
岩 井 裕 之	453,600	16.66
中 泽 雄 太	227,055	8.33
亀 山 誠	211,118	7.75
Fin Techビジネスイノベーション 投資事業有限責任組合員 無限責任組合員 SBIインベストメント株式会社	83,122	3.05
中 山 勝 史	80,638	2.96
株 式 会 社 S B I 証 券	69,700	2.56
株 式 会 社 ジ ャ ッ ク ス	39,000	1.43
楽 天 証 券 株 式 会 社	30,900	1.13
樋 口 正 雄	20,100	0.73

(注) 自己株式は保有しておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 の 種 類 及 び 数	交 付 対 象 者 数
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く）	当社普通株式 10,000株	4名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. 会社役員の状況(4)取締役の報酬等」に記載のとおりであります。

(6) その他株式に関する重要な事項

1. 新株予約権の行使により、発行済株式総数が、前期末と比べ43,071株増加しております。
2. 2024年4月26日付で譲渡制限付株式報酬として新株式を発行したことに伴い、発行済株式総数が前期末と比べて10,000株増加しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

			第3回新株予約権	第5回新株予約権	
発行決議日			2016年5月23日	2017年6月19日	
新株予約権の数			10,749個	5,611個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき 3株)	32,247株 3株)	普通株式 (新株予約権1個につき 3株)	16,833株 3株)
新株予約権の払込金額			新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額			新株予約権1個当たり (1株当たり) 3,801円 1,267円)	新株予約権1個当たり (1株当たり) 3,801円 1,267円)	
権利行使期間			2018年3月30日から 2026年3月29日まで	2019年7月1日から 2027年3月28日まで	
行使の条件			(注) 1	(注) 1	
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	10,549個 31,647株 3名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	5,461個 16,383株 3名
	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	－個 －株 －名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	－個 －株 －名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	200個 600株 2名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	150個 450株 3名
摘要			上記のうち、取締役（監査等委員及び 社外取締役を除く）2名に付与されて いる新株予約権は、取締役就任前に付 与されたものであります。	上記のうち、取締役（監査等委員及び 社外取締役を除く）2名に付与されて いる新株予約権は、取締役就任前に付 与されたものであります。	

			第6回新株予約権	第8回新株予約権
発行決議日			2018年3月28日	2020年6月24日
新株予約権の数			8,870個	4,659個
新株予約権の目的となる株式の種類と数			普通株式 (新株予約権1個につき 3株)	普通株式 (新株予約権1個につき 3株)
新株予約権の払込金額			新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額			新株予約権1個当たり (1株当たり) 3,801円 1,267円	新株予約権1個当たり (1株当たり) 3,801円 1,267円
権利行使期間			2020年3月29日から 2028年3月28日まで	2022年3月26日から 2030年3月25日まで
行使の条件			(注) 2	(注) 3
役員の保有状況	取締役 (監査等委員を除く)	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	8,753個 26,259株 3名
		社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	－個 －株 －名
	取締役 (監査等委員)		新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	117個 351株 3名
摘要			上記のうち、取締役(監査等委員及び 社外取締役を除く)1名に付与されて いる新株予約権は、取締役就任前に付 与されたものであります。	－

(注) 1. 第3回及び第5回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役若しくは従業員又は社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、又は定年により退職した場合、その他当社取締役会が承認した場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、当社取締役会の承認を得ることを条件とする。
- ③ 新株予約権の目的となる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日（以下、「上場日」という。）までは新株予約権行使することはできない。
- ④ 新株予約権の行使にあたっては、以下の区分に従って、割当てられた権利の一部又は全部を行使することができる。
 - (a) 上場日以降直ちに、割当てられた権利の3分の1を上限として行使することができる。
 - (b) 上場日から1年が経過する日以降、割当てられた権利の3分の2を上限として行使することができる。
 - (c) 上場日から2年が経過する日以降、割当てられた権利のすべてについて行使することができる。
 - (d) 上記各期間における行使可能な権利の累計数は、当該期間以前の期間に既に行使した部分を含むものとする。

2. 第6回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役若しくは従業員又は社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、又は定年により退職した場合、その他当社取締役会が承認した場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、当社取締役会の承認を得ることを条件とする。
- ③ 新株予約権の目的となる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日（以下、「上場日」という。）までは新株予約権行使することはできない。
- ④ 新株予約権の行使にあたっては、以下の区分に従って、割当てられた権利の一部又は全部を行使することができる。
 - (a) 上場日以降直ちに、割当てられた権利の3分の1を上限として行使することができる。
 - (b) 上場日から1年が経過する日以降、割当てられた権利の3分の2を上限として行使することができる。
 - (c) 上場日から2年が経過する日以降、割当てられた権利のすべてについて行使することができる。
 - (d) 上記各期間における行使可能な権利の累計数は、当該期間以前の期間に既に行使した部分を含むものとする。

3. 第8回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
 - ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役若しくは従業員又は社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、又は定年により退職した場合、その他当社取締役会が承認した場合はこの限りではない。
 - ② その他の行使の条件については、当該新株予約権割当契約書に定めるところによる。
4. 2013年8月16日付で行った株式1株につき100株とする株式分割及び2020年9月9日付で行った株式1株につき3株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種数と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

第2回新株予約権は、2024年3月14日をもって行使期間が満了し、消滅いたしました。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2024年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岩井 裕之	株式会社Orchestra Holdings 社外取締役 株式会社ダイブ 社外取締役
専務取締役	関根 健太郎	執行役員 O-MOTION事業部長
取締役	成田 武雄	執行役員 データサイエンス事業部長
取締役	岡田 知嗣	執行役員 システムソリューションディビジョン マネジャー
取締役 (常勤監査等委員)	小川 弦一郎	株式会社オフィスアタッカ 取締役
取締役 (監査等委員)	鈴木 貞洋	
取締役 (監査等委員)	中山 寿英	株式会社みなとグローバル 代表取締役 公認会計士・税理士 中山寿英会計事務所 所長 ファイブスター投信投資顧問株式会社 監査役 株式会社シンクロ・フード 監査役 株式会社Globee 監査役 バリュークリエーション株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役（常勤監査等委員）小川弦一郎氏並びに取締役（監査等委員）鈴木貞洋氏及び中山寿英氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）中山寿英氏は、長年にわたり、公認会計士としての企業財務・会計分野での豊富な業務経験を通して財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、小川弦一郎氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、社外取締役（常勤監査等委員）小川弦一郎氏並びに社外取締役（監査等委員）鈴木貞洋氏及び中山寿英氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、各社外取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、執行役員及び会社法上の重要な使用人を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員等がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。保険料は全額当社が負担しております。

なお、当該保険契約は1年毎に契約更新しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、2023年3月28日開催の取締役会における一部改定の決議を経て、役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりです。

(a) 固定報酬の内容に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、株主総会が決定する報酬総額の限度内において、経営内容、世間水準、社員給与等のバランス及び責任の度合い等を考慮して定めることとしております。

監査等委員である取締役の報酬は、株主総会が決定する報酬総額の限度内において監査等委員である取締役の協議で決定することとしております。

(b) 非金銭報酬の内容に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に当社の企業価値を持続的な図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様と価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式を付与する非金銭報酬を設けております。

(i) 勤続継続型譲渡制限付株式報酬

勤続継続型譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、交付日から当社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位も喪失する日までとし、対象取締役が譲渡制限期間の開始日以降、5年間継続して当社の取締役その他一定の地位にあったことを条件として、譲渡制限を解除することとしております。

(ii) 業績連動型譲渡制限付株式報酬

業績連動型譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、交付日から5年以上で当社の取締役会が定める期間とし、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して当社の取締役その他一定の地位にあったことを条件として、本割当株式のうち当社が経営上重要とする指標であるEBITDAの達成度合い等に応じた数の普通株式について、譲渡制限期間が満了した時点をもって、譲渡制限を解除することとしております。

(c) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する固定報酬の限度額は、2018年3月28日開催の定時株主総会において、年額100,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名あります。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して「勤務継続型譲渡制限付株式」及び「業績連動型譲渡制限付株式」付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その限度額は、2023年3月28日の定時株主総会において、「勤務継続型譲渡制限付株式」については年額60,000千円以内、「業績連動型譲渡制限付株式」については各対象期間（5ヶ年の事業年度）につき年額60,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名あります。

監査等委員である取締役に対する固定報酬の限度額は、2015年7月29日開催の臨時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名あります。

(d) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、取締役会から委任された代表取締役社長である岩井裕之が、株主総会が決定する報酬総額の限度内において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の決定に関する方針に基づき決定しております。決定を委任した理由は、会社全体の業績を勘案しつつ、各取締役の業務執行を評価するには、代表取締役が最も適していると判断したためです。

(2) 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	分	員数	報酬等の額	報酬等の種類別の額		
				基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役（監査等委員を除く） (うち社外取締役)		4名 (-)	59百万円 (-)	54百万円 (-)	1百万円 (-)	2百万円 (-)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)		3名 (3名)	13百万円 (13百万円)	13百万円 (13百万円)	- (-)	- (-)
合計 (うち社外取締役)		7名 (3名)	72百万円 (13百万円)	67百万円 (13百万円)	1百万円 (-)	2百万円 (-)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2018年3月28日開催の定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名あります。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2023年3月28日開催の定時株主総会において、金銭報酬とは別枠で、勤務継続型譲渡制限付株式報酬については、年額60,000千円以内、交付される普通株式の総数は年30千株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名あります。
4. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2023年3月28日開催の定時株主総会において、金銭報酬とは別枠で、業績連動型譲渡制限付株式報酬については、各5ヶ年の事業年度につき60,000千円以内、交付される普通株式の総数は当該5ヶ年の事業年度につき30千株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名あります。
5. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年7月29日開催の臨時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名あります。
6. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当の際の条件等は、「①(b)非金銭報酬の内容に関する事項」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
7. 業績連動型譲渡制限付株式報酬に係る業績指標は、2027年12月期のEBITDAであり、譲渡制限の具体的な解除率は、以下の通り算出します。なお、対象事業年度（2027年度）終了前であるため実績は確定しておりません。
- 解除率 = 2027年12月期EBITDA ÷ 6.5億円
8. 上記業績連動報酬等の額は、当事業年度に係る業績連動型譲渡制限付株式報酬の費用計上額となっております。
9. 上記非金銭報酬等の額は、当事業年度に係る勤務継続型譲渡制限付株式報酬の費用計上額となっております。

- ③ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取締役（常勤監査等委員）小川弦一郎氏は、株式会社オフィスアタッカの取締役を兼任しておりますが、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）中山寿英氏は、株式会社みなとグローバルの代表取締役、公認会計士・税理士 中山寿英会計事務所の所長、ファイブスター投信投資顧問株式会社の監査役、株式会社シンクロ・フードの監査役、株式会社Globeeの監査役及びバリュークリエーション株式会社の社外取締役を兼任しておりますが、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 (常勤監査等委員)	小 川 弦 一 郎	当事業年度に開催された取締役会22回及び監査等委員会14回の全てに出席いたしました。国内大手金融機関をはじめとした、複数企業での取締役としての経験と金融分野における知見やプロジェクト管理の専門的見地に基づき、当社の業務執行を監督する役割を果たすことを期待されていたところ、出席した取締役会及び監査等委員会において、独立役員としてより客観的な立場から発言を行い、適切に当社の業務執行を監督しております。
取 締 役 (監査等委員)	鈴 木 貞 洋	当事業年度に開催された取締役会22回及び監査等委員会14回の全てに出席いたしました。大手商社における人事・総務部門の担当役員及び米州総支配人並びに米国法人の社長等としての経験に基づき、当社の業務執行を監督する役割を果たすことを期待されていたところ、出席した取締役会及び監査等委員会において、独立役員としてより客観的な立場から発言を行い、適切に当社の業務執行を監督しております。
取 締 役 (監査等委員)	中 山 寿 英	当事業年度に開催された取締役会22回及び監査等委員会14回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地並びに、複数の企業での監査役としての経験及び見識等に基づき、当社の業務執行を監督する役割を果たすことを期待されていたところ、出席した取締役会及び監査等委員会において、独立役員としてより客観的な立場から発言を行い、適切に当社の業務執行を監督しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 仰星監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役会は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について次のとおり決議しております。

- ① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 法令、倫理、社会規範の遵守を経営の最重要課題の一つと位置づけ、「コンプライアンス規程」を制定し、企業倫理及びコンプライアンスの意識の醸成と浸透を図る。
 - (b) 監査等委員会を設置し、業務執行取締役及び執行役員の業務執行の監督機能の充実を図り、経営の健全性と透明性の維持並びに一層の向上を図る。
 - (c) 取締役会は、「取締役会規程」、「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役及び使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
 - (d) 内部監査部門は、法令及び定款等の遵守状況及び業務の効率性について監査し、取締役社長に報告する。
 - (e) 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対策規程」において「反社会的勢力とは一切の関係を遮断する」旨明記し、これを排除し、警察等外部関係機関と連携を図り、これに対応する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 株主総会、取締役会等重要な会議の議事録、稟議書、各種契約書、その他の職務の執行に関わる重要な文書（電磁的な記録を含み、以下同様とする。）は、法令、定款及び「文書管理規程」等に基づき、適正に作成、保存、管理（廃棄を含む。）する。
 - (b) 情報の管理については、情報セキュリティマネジメントシステム及び個人情報保護マネジメントシステムの規格に基づき適正に管理する。
 - (c) 取締役は、必要に応じてこれら職務の執行に関わる重要な文書を閲覧することができる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 「リスク管理規程」に必要な条項を定め、リスク管理体制を構築・整備・運用する。
 - (b) 内部監査部門は、各部署のリスク管理の状況が適切であるかを隨時モニタリング及びレビューし、取締役社長に報告する。
 - (c) 事業の重大な障害、事件、事故、及び災害等が発生した場合は、取締役社長を長とする対策本部を設置し、情報収集、対応策の検討・決定及び実施等により、事態の早期解決を図る。

- ④ 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役及び執行役員の担当業務及び職務権限を明確にし、会社の機関相互の適切な役割分担と連携を確保し、チェック機能の強化と業務執行の効率化を図る。
 - (b) 取締役会において、中期経営計画及び年度予算を策定し、各部署において達成すべき目標を明確化するとともに、経営環境の変化に機敏に対応しつつ連携を保つため、必要な情報を全社的に共有する環境を整備する。
 - (c) 定例の取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定及び取締役並びに執行役員の業務執行状況の監督を行う。
- ⑤ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 財務報告の信頼性を確保するための内部統制については、金融商品取引法その他関係法令等に基づき、評価、維持、改善を行う。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項、当該従業員の監査等委員以外からの独立性に関する事項、及び当該従業員に関する指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 監査等委員会がその職務を補助するスタッフを必要とする場合は、監査等委員と取締役との協議の上、従業員の中から監査等委員会を補助するスタッフを指名する。
 - (b) 監査等委員会のスタッフを兼務する従業員の任命・異動については、監査等委員会の事前同意を得る。
 - (c) 監査等委員会のスタッフを兼務する従業員は、監査等委員の業務命令に関しては、監査等委員以外の取締役、執行役員或いは管理職の指揮命令を受けない。
- ⑦ 取締役及び従業員が監査等委員会の監査等委員に報告するための体制
- 監査等委員会の職務の効果的な遂行のため、取締役、執行役員及び従業員は、以下の事項が発生した場合、速やかに監査等委員会に報告する。
- (a) 当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実が発生したとき
 - (b) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実を発見したとき
 - (c) その他当社の信用を毀損するおそれのある事実を発見したとき
 - (d) 上記に準じ、当社の事業運営上重要な影響を及ぼす事実を発見したとき

- ⑧ 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員会に対して報告（内部通報を含む）を行った当社取締役、執行役員及び従業員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを一切禁止する。
- ⑨ 監査等委員会の職務執行について生じる費用又は債務の処理、費用の前払い又は償還の手続きに係る方針、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 監査等委員の職務の執行について生じる費用、債務又は会社法に基づく費用の前払い等の請求があった場合は、当該費用、債務又は請求が必要でないことが合理的に認められる場合を除き、速やかに処理を行い、当社が負担する。
 - (b) 監査等委員会は、必要に応じ、弁護士、公認会計士その他外部の専門家と連携を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役会は、取締役7名（うち、社外取締役3名）で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役間の相互牽制により取締役の職務の執行を監督しております。取締役会は、「取締役会規程」に基づき、原則として毎月1回の定期開催のほか、経営上の重要事項が発生した場合には、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。
- ② 当社の監査等委員会は、常勤の監査等委員1名と非常勤の監査等委員2名（3名全員が社外取締役）で構成され、原則として毎月1回の定期開催のほか、必要に応じて臨時機動的に臨時開催しております。取締役会においては経営に関する重要事項についての意思決定を行うほか、取締役から業務執行状況の報告を適時受け、取締役の業務執行を監督しております。
- ③ 当社は、代表取締役社長直轄のチームとして内部監査チームを編成し、内部監査責任者1名、内部監査担当者3名が、内部監査を実施しております。内部監査チームは、各部門の業務遂行状況を監査し、結果については、代表取締役社長に報告するとともに、改善指示を各部門へ通知し、そのフォローアップに努めております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、持続的かつ安定的な成長を目指し、企業価値の最大化及び株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきだと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入しておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要な課題の一つとして位置づけております。しかしながら、現状では、当社は成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから、創業以来配当は実施しておらず、今後においても将来の事業展開と経営体質の強化を目的に必要な内部留保を確保していくことを基本方針としております。将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討してまいる方針ですが、現時点において配当実施の可能性及び、その実施時期につきましては未定であります。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化、事業の効率化及び継続的な事業拡大のための資金として有効に活用していく所存であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、会社法第459条第1項に基づき、期末配当は12月31日、中間配当は6月30日を基準日として、剰余金の配当等を取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。

貸 借 対 照 表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 產	863,362	流 動 負 債	125,141
現 金 及 び 預 金	734,621	買 掛 金	35,248
売 掛 金	102,868	1年内返済予定の長期借入金	14,292
未 収 還 付 法 人 税 等	804	未 払 金	30,372
前 払 費 用	19,656	未 払 法 人 税 等	3,051
そ の 他	5,411	契 約 負 債	11,209
		賞 与 引 当 金	15,028
		そ の 他	15,940
固 定 資 產	161,912	固 定 負 債	67,961
有 形 固 定 資 產	3,321	長 期 借 入 金	67,843
建 物	0	繰 延 税 金 負 債	118
工具、器具及び備品	3,321	負 債 合 計	193,103
無 形 固 定 資 產	67,514	(純 資 產 の 部)	
ソ フ ト ウ エ ア	67,514	株 主 資 本	833,823
投 資 そ の 他 の 資 產	91,076	資 本 金	384,165
投 資 有 価 証 券	66,981	資 本 剰 余 金	560,377
敷 金 及 び 保 証 金	7,017	資 本 準 備 金	560,377
長 期 前 払 費 用	17,076	利 益 剰 余 金	△110,718
そ の 他	19,503	そ の 他 利 益 剰 余 金	△110,718
貸 倒 引 当 金	△19,503	繰 越 利 益 剰 余 金	△110,718
資 產 合 計	1,025,275	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△1,652
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△1,652
		純 資 產 合 計	832,171
		負 債 純 資 產 合 計	1,025,275

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金	額
売 上 高		734,021
売 上 原 価		288,839
売 上 総 利 益		445,181
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		689,695
営 業 損 失		△244,513
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	207	
受 取 手 数 料	947	
補 助 金 収 入	2,988	4,143
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	535	
為 替 差 損	625	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	6,982	
長 期 前 払 費 用 償 却	5,986	
そ の 他	1	14,132
経 常 損 失		△254,501
税 引 前 当 期 純 損 失		△254,501
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	530	530
当 期 純 損 失		△255,031

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本					株主資本合計	
	資本剰余金		利益剰余金				
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	376,188	552,399	552,399	144,312	144,312	1,072,901	
当期変動額							
新株の発行	7,977	7,977	7,977			15,954	
当期純損失				△255,031	△255,031	△255,031	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	7,977	7,977	7,977	△255,031	△255,031	△239,077	
当期末残高	384,165	560,377	560,377	△110,718	△110,718	833,823	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△269	△269	1,072,631
当期変動額			
新株の発行			15,954
当期純損失			△255,031
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,383	△1,383	△1,383
当期変動額合計	△1,383	△1,383	△240,460
当期末残高	△1,652	△1,652	832,171

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

- ・市場価格のない株式等
以外のもの
- ・市場価格のない株式等

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資有価証券のうち、投資事業有限責任組合の出資については、組合契約に規定される決算報告に応じて入手可能な最新の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産

- ・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く。）

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 3年～4年

② 無形固定資産（リース資産を除く。）

- ・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ・その他の無形固定資産

定額法によっております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、評価差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の不正検知サービスにおいては、不正注文検知サービス「O-PLUX」等を主要サービスとして提供しております。これらのサービスは、顧客との契約期間においてサービスを提供する履行義務を負っており、サービス提供期間の各締日ごとに義務を履行すると考えられることから、各締め日ごとに定額課金である月額料金及び審査件数に応じた従量課金である審査料金を収益として計上しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書関係)

前事業年度において、営業外費用の「その他」に含めておりました「投資事業組合運用損」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

なお、前事業年度の「投資事業組合運用損」は139千円であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 3,321千円

無形固定資産 67,514千円

投資その他の資産 -千円

減損損失 -千円

※固定資産の減損に係る会計基準の対象資産となります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社は、固定資産の減損会計の適用にあたり、原則として管理会計上の区分を基準としてグルーピングを行っております。また、共用資産については、共用資産を含む、より大きな単位でグルーピングを行っております。

減損の兆候があると認められる資産又は資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定し、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

② 主要な仮定

当社は、取締役会で承認された中期経営計画を基礎として割引前将来キャッシュ・フローを見積っております。

中期経営計画は、新規受注の見通し、既存収益の成長率、販売促進施策及び原価削減施策の効果を主要な仮定として用いております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

上記主要な仮定に関して、将来の不確実な経済状況の変動等の影響を受け、翌事業年度において減損損失が計上される可能性があります。

(投資事業有限責任組合出資金の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券（投資事業有限責任組合出資金）	40,815千円
投資事業組合運用損	6,982千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

市場価格のない株式等は、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、当該株式等の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当期の損失として処理することとしております。ただし、実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合は、減額をしないこととしております。

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によって算定しております。

② 主要な仮定

投資先の投資時における超過収益力の毀損の有無の判断及び回復可能性の判定について、取得時における事業計画の達成状況や、投資先の取締役会又はこれと同等の機関により承認された事業計画、経営環境に関する外部情報及び内部情報等を用いて、将来の成長性や業績に関する見通しを総合的に勘案して検討しております。当該検討には見積りの要素が含まれており、その主要な仮定は、主に事業計画に含まれる売上高及び営業利益であります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

これらの見積りに用いた仮定の不確実性は高く、投資先の事業の状況や財務状態、経営環境等によって変動する可能性があり、当該影響により見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合には、翌事業年度における投資有価証券の計上金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産は、その全額について回収可能性が見込めないとして計算書類に計上しておりませんが、会計上の見積りによるものであり、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

繰延税金資産の認識は、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づいており

ます。将来の課税所得の見積りは当社の取締役会で承認された中期経営計画を基礎としております。

② 主要な仮定

将来の課税所得の見積りの基礎となる当社の取締役会で承認された将来の中長期経営計画における主要な仮定は、新規受注の見通し、既存収益の成長率、販売促進施策及び原価削減施策の効果等に基づき慎重に検討を行っております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

上記主要な仮定に関して、将来の不確実な経済状況の変動等の影響を受け、翌事業年度において経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(貸倒引当金の計上)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 19,503千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

債権の貸倒による損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額について貸倒引当金を計上しております。

② 主要な仮定

直近の返済実績により見積られた将来キャッシュフロー、債務者の支払能力等を踏まえた回収計画に基づいて、当該貸倒引当金の見積りを行っております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

現在想定しうる最善の予測に基づき貸倒引当金を計上しておりますが、今後の回収状況によっては貸倒引当金戻入益が計上される可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 36,547千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	2,669,584株	53,071株	一株	2,722,655株

(注) 自己株式は保有しておりません。

(変動事由の概要)

普通株式の株式数の増加は、新株予約権の行使による増加43,071株、譲渡制限付株式報酬としての新株発行10,000株であります。

(2) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	113,073株
------	----------

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全性の高い預金等の金融資産で運用を行っております。また、資金調達については、事業に必要な運転資金及び設備資金を主に銀行借入により調達しております。デリバティブル取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金並びに未払金は、全て1年以内の支払期日であります。借入金は、主に長期運転資金、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後6年以内であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、当社の与信管理規程に従い、定期的に取引先の信用状況を把握し、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当事業年度の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されています。

(b) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(c) 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収還付法人税等、買掛金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	26,166千円	26,166千円	-千円
(2) 敷金及び保証金	7,017千円	6,934千円	△83千円
資産計	33,184千円	33,100千円	△83千円
(1) 長期借入金(* 1)	82,135千円	81,223千円	△911千円
負債計	82,135千円	81,223千円	△911千円

(* 1) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しています。

(注) 市場価格のない株式等については、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額
投資事業有限責任組合出資金 (* 2)	40,815千円

(* 2) 投資事業有限責任組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	26,166	—	—	26,166

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	6,934	—	6,934
長期借入金		81,223		81,223

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

(1) 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、合理的に見積った返還予定時期に基づき、将来キャッシュ・フローを国債利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

負 債

(1) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	119,797 千円
賞与引当金	4,601
貸倒引当金	5,971
敷金	1,797
減損損失	42,572
その他有価証券評価差額金	588
その他	3,305
繰延税金資産小計	178,635
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△58,591
繰越欠損金に係る評価性引当額	△119,797
繰延税金資産合計	246
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	118
未収還付事業税	246
繰延税金負債合計	365
繰延税金負債の純額	118

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	当事業年度
不正検知サービス	552,641千円
決済コンサルティングサービス	90,880千円
データサイエンス	54,756千円
その他	35,743千円
顧客との契約から生じる収益	734,021千円
その他の収益	－千円
外部顧客への売上高	734,021千円

(注) その他には、SaaS型BNPLシステムの売上を含んでおります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を認識するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	95,214千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	102,868千円
契約負債（期首残高）	8,626千円
契約負債（期末残高）	11,209千円

※当事業年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは8,626千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

個別の契約が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 305円65銭

(2) 1株当たり当期純損失 (△) △94円11銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月25日

かっこ株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 三 島 陽
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 三 木 崇 央
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、かっこ株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第14期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月26日

かっこ株式会社 監査等委員会
常勤監査等委員 小川弦一郎 印
監査等委員 鈴木貞洋 印
監査等委員 中山寿英 印

注) 常勤監査等委員 小川弦一郎、監査等委員 鈴木貞洋及び中山寿英は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 資本金の額の減少及び剰余金の処分の件

1. 提案の理由

当社は、前事業年度末において繰越利益剰余金の欠損額110,718,877円を計上するに至っております。

本議案は、この欠損金を填補し財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保し、適切な税制の適用を通じて財務の健全性を維持することを目的として、資本金の額の減少及び剰余金の処分を行うものであります。

具体的には、会社法第447条第1項に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、欠損の填補に充当するものであります。

なお、本議案は発行済株式総数を変更することなく、資本金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではございません。

また、資本金の額の減少は貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理に関するものであり、当社の純資産額及び発行済株式総数にも変更はございませんので、1株あたりの純資産額に変更を生じるものではございません。

2. 資本金の額の減少の内容

2024年12月31日現在の資本金の額384,165,735円のうち374,165,735円を減少し、そのうち263,446,858円を資本準備金に振り替え、残り110,718,877円をその他資本剰余金に振り替えます。結果として、減少後の資本金の額は10,000,000円となり、資本準備金は823,823,947円となります。

なお、減資の効力発生日までに、当社が株式を発行した場合又は当社に対して新株予約権の行使があった場合、減少後の資本金の額が変動いたします。

3. 剰余金の処分の内容

上記2. の資本金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金110,718,877円を繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損の填補に充当いたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 110,718,877円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 110,718,877円

4. 資本金の額の減少及び剰余金の処分が効力を生ずる日

2025年5月1日を予定しております。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
1	岩井 裕之 (1971年9月15日)	1995年4月 株式会社星光堂入社 2005年5月 株式会社ネットプロテクションズ入社 2011年1月 当社設立 代表取締役社長（現任） 2021年8月 株式会社リカバリー 取締役 2022年3月 株式会社Orchestra Holdings 社外取締役（現任） 2022年4月 株式会社ダイブ 社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社Orchestra Holdings 社外取締役 株式会社ダイブ 社外取締役	453,600株
2	閔根 健太郎 (1974年9月17日)	1997年4月 株式会社ダイヤコンサルタント入社 2006年5月 パシフィックマネジメント株式会社入社 2011年1月 株式会社エスクリ入社 2015年1月 当社入社 2015年4月 当社執行役員 2015年7月 当社取締役 2018年3月 当社専務取締役（現任） 2021年8月 株式会社リカバリー 取締役	12,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
3	なり 成田武雄 (1974年12月28日)	<p>1997年4月 株式会社星光堂入社</p> <p>2004年9月 株式会社アルファブリッジ入社</p> <p>2005年4月 メディアラグ株式会社入社</p> <p>2007年1月 株式会社G D H入社</p> <p>2007年8月 ジー・プラン株式会社入社</p> <p>2014年1月 当社入社 社長室マネジャー (現:データサイエンス事業部長) (現任)</p> <p>2014年4月 当社執行役員 (現任)</p> <p>2018年3月 当社取締役 (現任)</p> <p><当社における担当></p> <p>執行役員 データサイエンス事業部長</p>	13,707株
4	おか 岡田知嗣 (1975年8月25日)	<p>2001年4月 日本ヒューレット・パッカード株式会社入社</p> <p>2012年7月 丸紅情報システムズ株式会社入社</p> <p>2013年10月 当社入社</p> <p>2016年7月 当社執行役員 (現任)</p> <p>2017年7月 当社システムソリューションディビジョンマネジャー (現任)</p> <p>2020年3月 当社取締役 (現任)</p> <p><当社における担当></p> <p>執行役員 システムソリューションディビジョンマネジャー</p>	13,707株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員等がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が再任された場合には、引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　り　が　な　名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重　要　な　兼　職　の　状　況)	所　有　す　る 当社の株式数
1	お　かわ　げん　いち　ろう 小川弦一郎 (1951年5月16日)	1974年4月 株式会社住友銀行（現：株式会社三井住友銀行）入行 2002年6月 株式会社日本総合研究所 取締役 2005年6月 株式会社N&J金融ソリューションズ 代表取締役副社長 2009年6月 株式会社日本総研情報サービス 専務取締役 2012年6月 同社代表取締役専務 2015年1月 株式会社オフィスアタッカ設立 代表取締役 2015年7月 当社社外取締役 [監査等委員] 2021年3月 株式会社オフィスアタッカ 取締役（現任） 2022年3月 当社社外取締役 [常勤監査等委員]（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社オフィスアタッカ 取締役	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
2	中山寿英 (1969年2月7日)	<p>1991年10月 監査法人トーマツ（現：有限責任監査法人トーマツ）入所</p> <p>1996年4月 日本証券業協会出向</p> <p>2000年1月 プライスウォーターハウスクーパース コンサルティング株式会社 (現：アイ・ビー・エム株式会社) 入社</p> <p>2002年9月 ERNST&YOUNG Malaysia入社</p> <p>2005年11月 グローバル・ブレイン株式会社入社</p> <p>2009年1月 株式会社みなどローバル設立 代表取締役（現任）</p> <p>2010年2月 公認会計士・税理士 中山寿英会計事務所 設立 所長（現任）</p> <p>2013年6月 株式会社エスクリ 監査役</p> <p>2013年7月 当社監査役</p> <p>2015年3月 当社社外取締役</p> <p>2015年6月 ファイブスター投信投資顧問株式会社 監査役（現任）</p> <p>2015年7月 当社社外取締役【監査等委員】（現任）</p> <p>2016年1月 株式会社シンクロ・フード 監査役（現任）</p> <p>2020年1月 株式会社Globee 社外監査役（現任）</p> <p>2021年5月 バリュークリエーション株式会社 社外取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>株式会社みなどローバル 代表取締役</p> <p>公認会計士・税理士 中山寿英会計事務所 所長</p> <p>ファイブスター投信投資顧問株式会社 監査役</p> <p>株式会社シンクロ・フード 監査役</p> <p>株式会社Globee 社外監査役</p> <p>バリューカリエーション株式会社 社外取締役</p>	1,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
3	(新任) 志村正之 (1958年9月7日)	<p>1982年4月 株式会社三井銀行（現：株式会社三井住友銀行）入行</p> <p>2010年4月 同行執行役員アジア・大洋州本部長就任</p> <p>2015年4月 同行専務執行役員就任</p> <p>2017年5月 三井住友カード株式会社 専務執行役員就任</p> <p>2018年6月 同社代表取締役専務執行役員就任</p> <p>2019年7月 株式会社Shimura&Partners 代表取締役就任（現任）</p> <p>2019年8月 BASE株式会社 社外取締役就任（現任）</p> <p>2020年3月 株式会社bitFlyer Holdings 社外取締役（監査等委員）就任（現任）</p> <p>2020年12月 メドピア株式会社 社外取締役就任（現任）</p> <p>2021年4月 株式会社HashPort 社外取締役就任（現任）</p> <p>2022年12月 株式会社デジタルプラス 社外取締役（監査等委員）就任（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>株式会社Shimura&Partners 代表取締役</p> <p>BASE株式会社 社外取締役</p> <p>メドピア株式会社 社外取締役</p> <p>株式会社デジタルプラス 社外取締役（監査等委員）</p>	-

- (注) 1. 当社は、志村正之氏が代表取締役を務める株式会社Shimura&Partnersと顧問契約及び顧客紹介契約を締結しております。しかし、顧問契約については、顧問料は年額2,500千円未満であり、かつ2025年3月末をもって終了する予定であるため、その性質・金額に照らして同氏の独立性に影響を及ぼすおそれはありません。また、顧客紹介契約については、一般の他の取引先と同様の条件によるものであり、その内容、金額及び互いに与える影響等に鑑みて、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれはありません。よって、いずれの契約も株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないものと見込んでおります。なお、同氏以外の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小川弦一郎氏、中山寿英氏及び志村正之氏は、社外取締役候補者であります。

3. 監査等委員である社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要は、以下のとおりであります。
 - (1) 小川弦一郎氏は、国内大手金融機関をはじめとした、複数の企業での取締役としての経験と金融分野における知見やプロジェクト管理の専門的見地に基づき、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - (2) 中山寿英氏は、公認会計士としての専門的見地及び、複数企業での監査役経験及び見識等に基づき、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - (3) 志村正之氏は、複数企業における企業の経営、財務活動に対する豊富な経験と幅広い知見を有しております、当社の経営全般に対する助言を期待できるため、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査等委員である社外取締役候補者の小川弦一郎氏、及び中山寿英氏の2氏との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する旨の契約を締結しており、2氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、志村正之氏が監査等委員である社外取締役に就任する場合、定款に基づき同氏との間で会社法第423条第1項の責任について、法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。なお、3氏との責任限定契約に基づく賠償責任限度額は法令に定める最低責任限度額であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員等がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により墳補することとしております。3氏が選任された場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、小川弦一郎氏及び中山寿英氏の2氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。志村正之氏を含め3氏が選任された場合は、当社は3氏を独立役員とする予定であります。
7. 小川弦一郎氏の当社監査等委員である社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって9年7ヶ月となります。
8. 中山寿英氏の当社監査等委員である社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって9年7ヶ月となります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令で定める員数の要件を欠くときに備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 り が な 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
平山剛 (ひらやまとよし) (1980年8月1日)	<p>2004年4月 株式会社ピラミッドフィルム入社</p> <p>2007年6月 監査法人トーマツ（現：有限責任監査法人トーマツ）入所</p> <p>2008年11月 最高裁判所 司法研修所入所</p> <p>2009年12月 公認会計士登録</p> <p>2009年12月 弁護士登録</p> <p>2009年12月 平山剛公認会計士事務所設立 代表（現任）</p> <p>2010年1月 伊藤見富法律事務所（現：モリソン・フォースター法律事務所）入所</p> <p>2012年10月 株式会社オモロキ 取締役（現任）</p> <p>2015年3月 タイラカ総合法律事務所設立 代表（現任）</p> <p>2015年4月 慶應義塾大学総合政策学部非常勤講師</p> <p>2017年9月 Rapyuta Robotics 株式会社 社外監査役（現任）</p> <p>2018年9月 フリー株式会社 社外監査役</p> <p>2019年6月 株式会社バルクホールディングス 監査役（現任）</p> <p>2020年6月 ソーシャルワイヤー株式会社 社外監査役（現任）</p> <p>2020年8月 当社補欠社外取締役【監査等委員】（現任）</p> <p>2024年12月 データセクション株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>平山剛公認会計士事務所 代表</p> <p>株式会社オモロキ 取締役</p> <p>タイラカ総合法律事務所 代表</p> <p>Rapyuta Robotics 株式会社 社外監査役</p> <p>株式会社バルクホールディングス 監査役</p> <p>ソーシャルワイヤー株式会社 社外監査役</p> <p>データセクション株式会社 社外取締役（監査等委員）</p>	-

- (注) 1. 平山剛氏は、現在、当社の顧問弁護士であり、弁護士報酬を支払っておりますが、その性質・金額に照らして、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれではなく、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはありません。
2. 平山剛氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、平山剛氏が監査等委員である社外取締役に就任する場合、定款に基づき同氏との間で会社法第423条第1項の責任について、法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。また、当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員等がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。同氏が監査等委員である社外取締役に就任する場合、当該保険契約の被保険者となります。
4. 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、次のとおりであります。
平山剛氏は、公認会計士、弁護士として企業会計、企業法務に精通し、企業経営を監査する十分な見識を有しており、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。
5. 当社は、平山剛氏が補欠の監査等委員である取締役に選任され、かつ、当社の監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠いたときに同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区元赤坂一丁目5番31号

新井ビル 4階

当社本社 Room D



赤坂見附駅（東京メトロ：銀座線・丸ノ内線B出口より）徒歩4分

※駐車場の用意はございませんので、ご了承のほどお願い申しあげます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。